

青森県報

第三百七十五号

令和三年
十月二十日
(水曜日)

目次

規則

告示

○青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則……………	(水産振興課) ……
○鳥獣捕獲等事業の変更の認定……………	(自然保護課) ……
○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課) ……
○生活保護法による医療機関の指定……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………	(同) ……
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………	(同) ……
○右 同……………	(同) ……
○障害福祉サービス事業者の指定……………	(障害福祉課) ……
○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(水産振興課) ……

公告

○農用地利用配分計画の認可……………	(構造政策課) ……
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(会計管理課) ……
選挙管理委員会	……

○病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定の一部改正…(事務局) ……

規則

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三村 申 吾

青森県規則第八十九号

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業経営維持安定資金利子補給規則(平成二十一年十一月青森県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「第二号各号に掲げる」を「第二条に規定する」に改める。

第三条第一号中「漁業法第五十二条第一項の指定漁業を定める政令(昭和三十八年政令第六号)第一項第二号」を「漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第二条第二号」に、「近海かつお・まぐろ漁業(同令第一項第九号)を「かつお・まぐろ漁業(同条第十二号)に、「(総トン数十トン以上二十トンを「のうち総トン数二十トン以上百二十トン」に改め、「を除く。」を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

青森県告示第七百四号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第十八条の七第一項の規定により次のとおり鳥獣捕獲等事業の変更の認定をしたので、同条第二項において準用する同法第十八条の五第二項の規定により公示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 変更認定年月日

令和三年十月十二日

二 認定鳥獣捕獲等事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名

1 名称及び住所

一般社団法人青森県猟友会

青森市本町五丁目五の二一

2 代表者の氏名

豊田 重男

青森県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	マエダ調剤薬局富野町店
所在地	弘前市大字富野町二の一
廃止年月日	令和三年十月二十日

名称	イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一の一	三・八・三
名称	イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃
名称	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃

青森県告示第七百六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名称	①こがわ薬局	弘前市大字本町五一	令和三年十月二十日
名称	石川ファミリークリニック	十和田市稲生町一九の四	三・九・一
名称	イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一	〃
名称	イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃
名称	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃
名称	メガ調剤薬局富田店	弘前市大字富田三丁目七の八	三・一〇・一
名称	ハッピー調剤薬局十和田元町西店	十和田市元町西四丁目三の三〇	〃
名称	宮野薬局	三沢市中央町一丁目八の四	〃

青森県告示第七百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
バンドーウエルフエアグループ株式会社	弘前市大字西城北二丁目六の三	バンドーウエルフエアグループ株式会社訪問看護事業部むつ	むつ市新町三二の一五	令和 三・九・二五
株式会社ライフアーリーナ	黒石市大字浅瀬石字扇田三七九	訪問看護ステーションはと	黒石市大字浅瀬石字扇田三七九	三・九・一六

青森県告示第七百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
居宅介護事業者	居宅介護事業の種類	居宅介護事業所	廃止年月日	

イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	居宅療養管理指導	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和 三・八・三
-------------	-------------------	----------	----------	-----------------	-------------

青森県告示第七百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	年 指 月 日 定
イオンリテール株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一	介護予防居宅療養管理指導	イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	令和 三・八・三

青森県告示第七百十号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	年 指 月 日 定

青森県告示第七百一十一号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

マエダ調剤薬局富野町店	弘前市大字富野町二の一	令和 三・七・九
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四の一	三・八・三
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
イオン薬局つがる柏店	つがる市柏稲盛幾世四一	令和 三・九・一
イオン薬局七戸十和田駅前店	上北郡七戸町字荒熊内六七の九九〇	〃
イオン薬局下田店	上北郡おいらせ町中野平四〇の一	〃
ハッピー調剤薬局十和田元町西店	十和田市元町西四丁目三の三〇	三・一〇・一

青森県告示第七百一十二号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配

偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所所在地	居宅介護事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
イオンリテー ル株式会社	千葉県千葉市 美浜区中瀬一 丁目五の一	居宅療養 管理指導	イオン 薬局下 田店	上北郡おいら せ町中野平四 〇の一	令和 三・八・三

青森県告示第七百一十三号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第五項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	主たる事務所所在地	介護予防事業の種類	名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
介護予防事業者		介護予防事業の種類	介護予防事業所		

イオンリテー ル株式会社	千葉県千葉市 美浜区中瀬一 丁目五の一	介護予防 居宅療養 管理指導	イオン薬局下 田店	上北郡おいら せ町中野平四 のの一	令和 三・八・三
-----------------	---------------------------	----------------------	--------------	-------------------------	-------------

青森県告示第七百十四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	名称	所在地	指定年月日
	社会福祉法人東通村社会福祉協議会	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	居宅介護	ヘルパーステーション あしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	令和 三・二・一
	社会福祉法人東通村社会福祉協議会	下北郡東通村大字砂子又字里一七の二	重度訪問介護	ヘルパーステーション あしすと	下北郡東通村大字白糠字赤平六七九	〃

青森県告示第七百十五号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表百石町区域の項を次のように改める。

百石町区域 百石町漁業協同組合の地	1 ほつき貝けた網漁業を行う総トン数十トン未満の漁船漁業 2 小型定置漁業
----------------------	--

公 告

農用地利用配分計画の認可

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項の規定により、農用地利用配分計画を令和三年十月二十日認可したので、同条第七項の規定により当該農用地利用配分計画を次のとおり公告する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

賃借権の設定等を受ける者	氏名又は名称	住所又は所在地	賃借権の設定等を受ける土地
	株式会社小野やファーム	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字深郷田字早田四一九の一ほか一筆
	下山 悠樹	北津軽郡中泊町	北津軽郡中泊町大字薄市字飛石一四〇ほか七筆
	有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町字作田道五一の一
	小又 大和	上北郡七戸町	上北郡七戸町字天間館大沢一四の一
	有限会社みらい天間林	上北郡七戸町	上北郡七戸町字天間館大沢三八の九ほか一筆
	枋木 光明	上北郡七戸町	上北郡七戸町字小川向三五の五ほか二筆
	日ヶ久保 浩幸	上北郡おいらせ町	上北郡おいらせ町東下谷地四三七の二ほか一筆

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定職務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和三年十月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 物品等の名称及び数量
普通旋盤 九台
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
青森県出納局会計管理課
青森市長島一丁目の一
- 三 契約の方法
一般競争入札
- 四 落札者を決定した日
令和三年九月三十日
- 五 落札者の名称及び住所
株式会社西衡器製作所
青森市新町二丁目六の二〇
- 六 落札金額
三千八百四万九千円
- 七 落札者を決定した手続
入札参加資格審査において、調達物品に要求する性能等が満たされていると判断した製作仕様書及び工程表に基づく入札書により、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。
- 八 入札の公告を行った日
令和三年八月二十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十七号

平成十五年十二月二十六日青森県選挙管理委員会告示第四百号（病院の長、老人ホームの長、身体障害者支援施設の長及び保護施設の長が不在者投票管理者となるべき病院、老人ホーム、身体障害者支援施設及び保護施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和三年十月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 畑 井 義 徳

六の表中

みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五
みらい会介護医療院	平川市柏木町藤山三七の五
医療法人清照会湊病院介護医療院	八戸市大字新井田字松山下野場七の一五

を
に改める。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円